

保険販売資格をもつ募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。

三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱UFJ銀行の担当者である保険販売資格をもつ募集人の権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

三菱UFJ銀行からのご説明事項

- 「メディカルKit R 2018」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「メディカルKit R 2018」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「メディカルKit R 2018」の引受保険会社である東京海上日動あんしん生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業等の告知義務 ●保険会社の責任開始期 等

（お問い合わせ、ご照会は）

募集代理店

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）

<https://www.bk.mufg.jp>

2019年7月現在（No.05717）

（ご契約後のご照会は）

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター
＜商品についてのご案内＞

 **0120-300-352**

＜上記以外の生命保険全般に関わるご相談＞

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

募資 18-WE08-135

東京海上日動あんしん生命の

メディカルKit R 2018

医療総合保険

（基本保障・無解約返戻金型）健康還付特則 付加〔無配当〕



あんしんせエメエ



2019年7月

あなたの人生に使わなかった
保険料が戻ってくる
保険でございます。

契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

募集代理店

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

この保険の引受保険会社は東京海上日動あんしん生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は東京海上日動あんしん生命保険株式会社の募集代理店です。

ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。

ご注意くださいこと

「メディカルKit R 2018」は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命

メディカルKit R 2018 は、“新しい 医療保険のカタチ”をご提案します。

入院、手術、放射線治療について一生の保障を確保します。

さらに…

健康還付給付金支払日 の前日までに
お払い込みいただいた**保険料^(※1)**を
「健康還付給付金」もしくは
「入院給付金等」として
お受け取りいただけます！

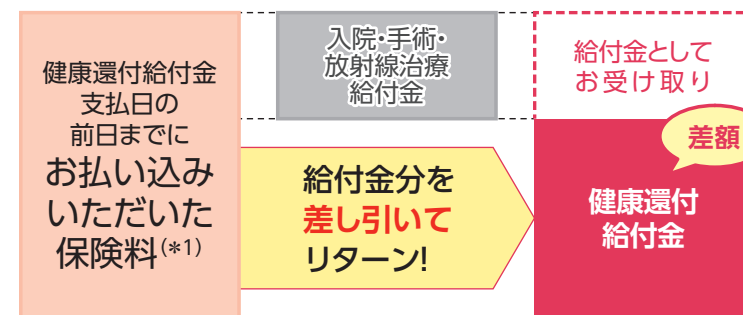
健康還付 給付金 支払日	ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する年単位の契約応当日	
	0歳～40歳の場合	▶ 60歳
	41歳～50歳の場合	▶ 70歳
	51歳～55歳の場合	▶ 75歳
	56歳～60歳の場合	▶ 80歳
ただし上記記載の年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日		
 募集代理店によりお取り扱いの範囲が異なります。		

(※1) 各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。

●入院給付金等のお受け取りがない場合



●入院給付金等のお受け取りがあった場合



お取り扱いについて

- ご契約年齢：0歳～60歳
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：終身
- 保険料払込方法：月払、年払
- 保険料払込経路：
 - 座振替扱、クレジットカード払扱^(※2)
- 前納の取り扱い：あり
(特約を付加せず、主契約のみの場合)
ご契約年齢に応じ、下記年齢まで
 - 0～40歳の場合→60歳まで
 - 41～50歳の場合→70歳まで
 - 51～55歳の場合→75歳まで
 - 56～60歳の場合→80歳まで
- 入院給付金日額の単位：5,000円、7,000円、10,000円
- 入院給付金支払限度の型：60日型
- 手術給付金、放射線治療給付金の倍率の型：I型
入院中の手術給付金(骨髄等の採取術を含む)は、入院給付金日額の10倍
上記以外(外来)の手術給付金は、入院給付金日額の5倍
放射線治療給付金は、入院給付金日額の10倍
- (※2) 1回分の保険料が、月払、年払ともに、10万円以下のお取り扱いとなります。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

■お客さまのニーズに合わせて、以下のプランでお申し込み、または特約・特則を付加することができます。

通院保障プラン

- 通院特約
- 先進医療特約

就業不能保障プラン

- 重度5疾病・障害・重度介護保障特約
- 通院特約
- 先進医療特約

女性専用プラン

- 女性疾病保障特約
- 通院特約
- 先進医療特約

 特約の給付金は健康還付給付金の対象とはなりません。また保険期間を通じて解約返戻金はありません。

3大疾病になったあとの保険料負担に備える**特定疾病保険料払込免除特則**もご用意しています！

詳しくは、P.9へ

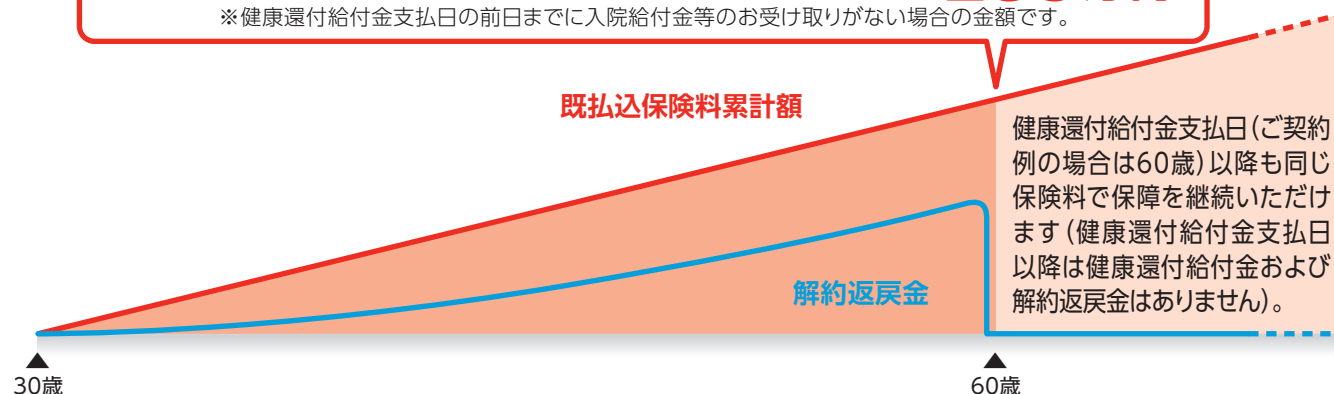
ご契約例

- ご契約年齢：30歳(男性)
- 特定疾病保険料払込免除特則：付加なし
- 入院給付金日額：10,000円
- 死亡保険金の給付倍率：0倍
- 保険期間：終身
- 保険料払込方法：月払(口座振替扱)
- 保険料払込期間：終身
- 健康還付給付金の支払対象年齢：60歳
- 月払保険料：6,530円

[保険料払込みの免除事由に該当していない場合]

健康還付給付金＝既払込保険料相当額＝約235万円

※健康還付給付金支払日の前日までに入院給付金等のお受け取りがない場合の金額です。



- 告知・診査の結果によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。
- 入院給付金等を受け取られた場合、解約返戻金は、入院給付金等のうちの一定額(保険料の払込年月数、経過年月数等により異なります)を差し引いた額となります。
- 健康還付給付金は、被保険者が健康還付給付金支払日に生存されている場合にお受け取りいただけます。健康還付給付金支払日までに死亡された場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお受け取りいただけます。
- 健康還付給付金の対象となるのは「月払(口座振替扱)の保険料」です(各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します)。年払、前納のご契約も「月払(口座振替扱)」に換算して健康還付給付金をお受け取りいただけます。

- 健康還付給付金支払日以降は解約返戻金はありません。
- 健康還付給付金は保険期間を通じて1回を限度とします。
- 特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特約が更新された場合は、保険料が変更となることがあります。
- 三菱UFJ銀行では、死亡保険金の給付倍率0倍のお取り扱いとなります(死亡保険金はありません)。

治療給付金をいいます。

※この契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレットに記載の「入院給付金等」とは、疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金および放射線

メディカルKit R 2018の保障内容

保障内容の詳細については、

P.11 契約概要「**3** 主契約・付加できる主な特約・特則の概要、給付金額について」をご覧ください。

給付金などの種類	どんなとき	1万円タイプ	7千円タイプ	5千円タイプ
疾病入院給付金・災害入院給付金	病気やけがで所定の入院をされたとき 1日目(日帰り入院)からお支払い 1入院60日/通算1,095日まで	日額 1万円	日額 7千円	日額 5千円
手術給付金・放射線治療給付金	公的医療保険制度の給付対象となる手術を入院中に受けられたときや放射線治療を受けられたときまたは骨髄等の採取術を受けられたとき 回数無制限 ※お支払い回数に制限のある手術や対象外の手術があります。 ※放射線照射等は60日間に1回を限度とします。 ※骨髄等の採取術は、責任開始日から1年間を不担保期間とし、1回を限度とします。	1回につき 10万円	1回につき 7万円	1回につき 5万円
	公的医療保険制度の給付対象となる上記以外(外来)の手術を受けられたとき 回数無制限 ※お支払い回数に制限のある手術や対象外の手術があります。	1回につき 5万円	1回につき 3.5万円	1回につき 2.5万円
特則 健康還付特則 健康還付給付金	健康還付給付金支払日 ^(※1) に生存されているとき 保険期間を通じて1回 右記の計算式で計算した結果が0円以下となる場合は、お支払いしません。	既払込保険料相当額 (月払(口座振替扱)の保険料をもとに、各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。) — お受け取りになられた主契約の入院給付金等の合計額		

(※1) 被保険者が所定の年齢(ご契約年齢が0歳~40歳の場合60歳、41歳~50歳の場合70歳、51歳~55歳の場合75歳、56歳~60歳の場合80歳)に到達する年単位の契約応当日とします。ただし、上記の日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当したときは、その該当した日とします。

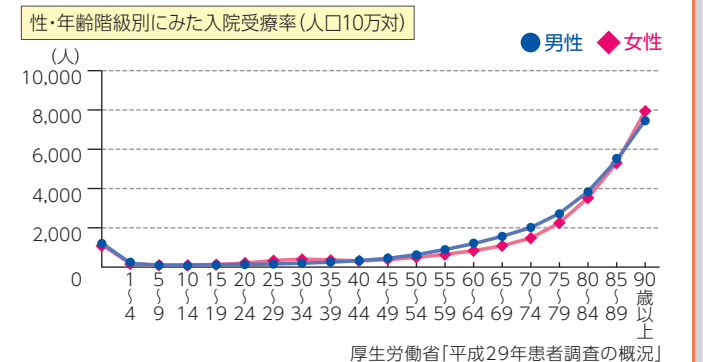


●被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

健康に自信がある方にも是非ご加入いただきたい保険です。



今は健康でも、高齢になるにつれ入院のリスクが高まります。高齢になってから保険に加入する場合、保険料は高くなり、健康上の理由で、ご加入いただけないこともあります。健康な今のうちにご加入いただければ、加入時の保険料のまま保障が一生継続します。



健康還付給付金お受け取り例

ご契約例

- ご契約年齢：30歳(男性)
- 入院給付金日額：10,000円
- 保険料払込期間：終身
- 健康還付給付金の支払対象年齢：60歳
- 特定疾病保険料払込免除特則：付加なし
- 保険期間：終身
- 保険料払込方法：月払(口座振替扱)
- 死亡保険金の給付倍率：0倍

ケース① 入院給付金等のお受け取りがない場合

健康還付給付金支払日の前日までにお払い込みいただいた保険料相当額^(※2)をお受け取り



ケース② 入院給付金等のお受け取りがあった場合

既にお受け取りいただいた入院給付金等を差し引いた金額をお受け取り



(※2) 被保険者が所定の年齢(ご契約年齢が0歳~40歳の場合60歳、41歳~50歳の場合70歳、51歳~55歳の場合75歳、56歳~60歳の場合80歳)に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額をいいます。また、各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。

(※3) 保険料払込みの免除事由に該当していない場合の金額です。

健康還付給付金^(※4)の活用方法は色々あります。



(※4) 入院給付金等のお受け取り金額によっては、健康還付給付金のお受け取りがない場合もあります。

「長引く通院」でも「働けなくなったとき」 お客さまのニーズに合わせてさまざまな特約をご

でも「女性特有の病気」でも 用意しています。

特長1

「長引く通院」には

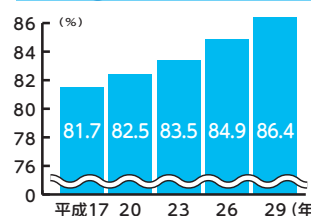
通院特約

入院前60日以内と退院後180日以内の通院をカバーします。
3大疾病(がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患^(※1)、脳血管疾患)の場合は、
入院前60日以内と退院後730日以内の通院をカバーします。

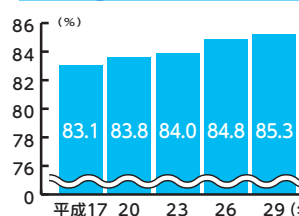
●1入院30日を限度とします。

入院前、退院後に通院する人の割合の推移

入院前に通院する人の割合



退院後に通院する人の割合



入院の短期化に伴い、
通院が増加しています。
入院前後に通院する人の割合は
8割を超えています。

厚生労働省「平成17、20、23、26、29年患者調査」をもとに作成
※通院には在宅医療(往診)を含む

(※1)「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

特長2

「働けなくなったとき」には

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

5疾病(がん(悪性新生物)^(※2)・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全^(※3))による
就業不能状態や、病気やケガで障害状態・要介護状態となったときは
給付金を2年間または5年間、毎月お受け取りいただけます！

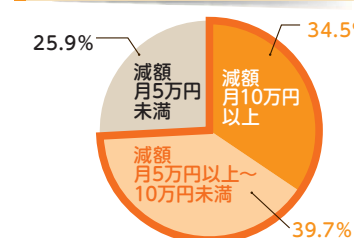
- 保険金のお受取方法として、一時支払等を選択することもできます。
- 5疾病による就業不能状態について、医師の指示を受けて自宅で治療等に専念する場合でもお支払いします。
- お支払事由に該当した場合、その後定期的にご申告いただくことなく、毎月給付金をお受け取りいただけます。

働けなくなったあと、復職しても、働けなくなる前と比べて…

同じようには働けない 54.8%

収入が元に戻らない 28.9%

働けなくなったことで減った収入額



約7割の人が月の収入が
約5万円以上も減額に！

※数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。

「就業不能に関する調査」東京海上日動あんしん生命調べ(2018年9月)

(※2)上皮内新生物は対象となりません。

(※3)「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

特長3

「女性特有の病気」には

女性疾病保障特約

女性特有の病気や3大疾病(がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患^(※1)、
脳血管疾患)を含む特定疾病で入院されたときは
入院給付金を別にお受け取りいただけます。

乳がんで乳房を切除し、乳房再建手術を受けたときは、
100万円^(※4)をお支払いします。

- 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めてとします)乳がん(乳房の悪性新生物)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検を含みます)によって診断確定され、乳房再建手術を受けたとき、乳房再建給付金の対象となります。
- 乳房再建給付金の対象となる乳がん(乳房の悪性新生物)に、上皮内新生物は含まれません。
- 乳房再建給付金の支払限度は1乳房につき1回となります。

入院給付金の支払限度の型は
「60日型」または「無制限型」をお選びいただけます。

- 「60日型」の場合、1回の入院の支払限度日数は60日(通算の支払限度日数は1,095日)となります。
- 「無制限型」の場合、支払日数に制限なく入院給付金をお受け取りいただけます。

ご選択可

初期入院保障特則を付加した場合、女性疾病保障特約の初期入院保障特則
日帰り入院^(※5)や9日以内の短期入院にも
一律10日分の入院給付金をお支払いします。

- 1回の入院が10日以上の場合、入院日数に応じた金額をお受け取りいただけます。

女性特有の病気ってどんなもの？

女性特有の病気

- 乳房・子宮・卵巣の良性新生物
- 子宮頸(部)の上皮内がん
- 子宮筋腫

女性に多い病気

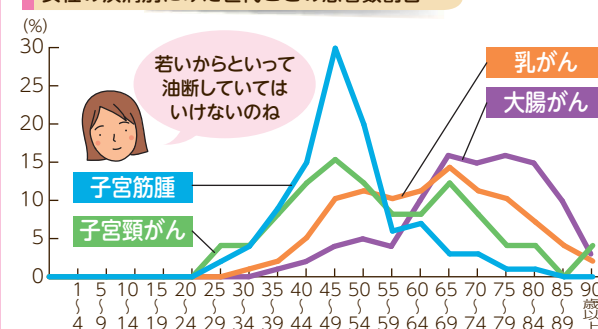
- 卵巣のう腫
- 流産
- 妊娠・分娩の合併症 など

女性特有のがん

- 胆石症
- 胆のう炎
- 腎結石および尿管結石 など

女性疾病保障特約の対象となる特定疾病についての詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

女性の疾病別にみた世代ごとの患者数割合



それぞれの世代で気をつけたい
病気に変化があります。
一般的な病気に加え、
女性には女性ならではの
リスクがあります。

厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとに作成
疾病別に年齢階級別患者数(女性)を総患者数(女性)で除した値です。

(※4)女性疾病保障特約の入院給付金日額が5,000円の場合。

(※5)「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の入院のことをいいます。日帰り入院か否かは入院料の有無等によります。

特長1 を重視したいあなたは

通院保障プラン

くわしくは P.7

特長2 を重視したいあなたは

就業不能保障プラン

くわしくは P.7

特長3 を重視したいあなたは

女性専用プラン

くわしくは P.7

左記の他、主契約と各種特約・特則を所定の範囲内で自由にお選びいただく、
フリープラン もご用意しています。

おすすめプランの保障内容

保障内容および **がんの不担保期間** の詳細については、**P.11** 契約概要「**3** 主契約・付加できる主な特約・特則の概要、給付金額について」をご覧ください。

フリープランの◎の部分は、個別に選択いただけます。

		通院保障プラン	就業不能保障プラン	女性専用プラン	フリープラン	特則・特約 (給付金などの種類)	どんなとき	お支払内容等			フリープランの場合
主契約		特則						1万円タイプ	7千円タイプ	5千円タイプ	
特約						特定疾病保険料払込免除特則 (保険料の払込み免除)	3大疾病(⇒用語の解説①)により、所定の状態に該当されたとき(⇒用語の解説②) ※上皮内新生物は対象外です。 がんの不担保期間 ^(※1)	将来の保険料の払込み免除			同左
						先進医療特約 (先進医療給付金)	公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき 通算2,000万円まで	先進医療にかかわる技術料			同左
						女性疾病保障特約 (入院給付金) (乳房再建給付金)	女性特有の病気や3大疾病(⇒用語の解説①)を含む特定の病気により所定の入院をされたとき 60日型▶1入院60日/通算1,095日まで 無制限型▶支払日数無制限 ※初期入院保障特約の対象となる入院をされた場合は、日数に応じた給付金は重複してお支払いしません。	日額 5千円~1万円 (1,000円単位)	日額 5千円~7千円 (1,000円単位)	日額 5千円	日額 5千円~1万円 ^(※2) (1,000円単位)
					女性疾病保障特約に初期入院保障特則を付加した場合で、入院日数が1日以上9日以内の入院をされたとき 1回につき10日を通算支払日数に算入		1回の入院につき特約の入院給付金日額の 10倍			同左	
					乳房の悪性新生物で所定の乳房再建手術を受けられたとき 1乳房につき1回を限度 がんの不担保期間 ^(※1) ※上皮内新生物は対象外です。		一時金 特約の入院給付金日額の 200倍			同左	
						重度5疾病・障害・重度介護保障特約 (重度5疾病・障害・ 重度介護保険金)	5疾病(⇒用語の解説③)により所定の就業不能状態(⇒用語の解説④)または病気・ケガにより所定の障害状態(⇒用語の解説④)・要介護状態(⇒用語の解説④)になったとき がんの不担保期間 ^(※1)	月払給付 ^(※3) 給付金支払期間(2年または5年のいずれか)を通じて 月額 5~15万円(1万円単位)			同左
						通院特約 (通院給付金)	主契約の給付対象となる入院の前後に所定の通院をされたとき 1入院30日/通算1,095日まで ※入院前60日/退院後180日(3大疾病(⇒用語の解説①)の場合は730日)を保障します。	日額 6千円	日額 4.2千円	日額 3千円	主契約の入院給付金日額の 60%
						特定治療支援特約 [Ⅲ型] (特定治療支援に関する給付金)	6疾病(⇒用語の解説⑤)により、所定の治療等(⇒用語の解説⑥)を受けられたとき 給付金の種類ごとに1年に1回、5回を限度 がんの不担保期間 ^(※1) ※上皮内新生物および糖尿病に対する給付金は1回限りです。	一時金 50万円 ただし、上皮内新生物に対する給付金は25万円。			同左
						3大疾病入院支払日数無制限特約 (特定疾病入院給付金)	3大疾病(⇒用語の解説①)により所定の入院をし、主契約の疾病入院給付金の支払限度日数を超えたとき 支払日数無制限 ※主契約の限度日数の超過分をお支払いします。	日額 1万円	日額 7千円	日額 5千円	主契約の入院給付金日額と同額
						がん診断特約 (診断給付金)	初めてがん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断されたとき、および、がん(悪性新生物)が再発したときなど 回数無制限 2年に1回を限度 がんの不担保期間 ^(※1) ※上皮内新生物は1回限りです。	一時金 100万円			同左
					抗がん剤治療特約 (抗がん剤治療の治療給付金)	公的医療保険制度の給付対象となる所定の抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき 通算60ヵ月まで がんの不担保期間 ^(※1)	1ヵ月ごと 5万円			同左	

(※1) 主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。(※2) 主契約の入院給付金日額と同額以下となります。

(※3) 保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。



●保険期間・保険料払込期間は終身となります。ただし、先進医療特約、抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は10年、重度5疾病・障害・重度介護保障特約の保険期間・保険料払込期間は60歳・65歳・70歳のいずれかとなります。特約の更新については、**P.17** 契約概要「**7** 特約の自動更新について」をご覧ください。

用語の解説

① 3大疾病とは、以下をいいます。

がん(悪性新生物・上皮内新生物) ^(※4)	心疾患(高血圧性心疾患を除く)	脳血管疾患
----------------------------------	-----------------	-------

(※4) ただし、特定疾病保険料払込免除特則については、上皮内新生物を除きます。

② 特定疾病保険料払込免除特則 3大疾病により、所定の状態に該当されたときとは、以下の状態をいいます。

所定の状態	がん(悪性新生物)	心疾患・脳血管疾患
	初めて悪性新生物(上皮内新生物は対象外)と診断確定されたとき	心疾患(高血圧性心疾患を除く)または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術 ^(※5) または、継続20日以上入院治療を受けたとき

(※5) 手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術を対象とします。

③ 5疾病とは、以下をいいます。

悪性新生物	急性心筋梗塞	脳卒中
肝硬変	慢性腎不全 ^(※6)	

(※6) 「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

④ 就業不能状態・障害状態・要介護状態とは、以下をいいます。

就業不能状態	以下のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。 ・5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ・5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で治療に専念し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態
障害状態	以下のいずれかに該当する状態をいいます。 ・国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に認定されたこと(精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。) ・国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として東京海上日動あんしん生命が定めるものをいいます。ただし、精神の障害による障害等級2級に相当する状態は対象とはなりません。
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。要介護状態は、特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

⑤ 6疾病とは、以下をいいます。

がん(悪性新生物・上皮内新生物)	心疾患(高血圧性心疾患を除く)	脳血管疾患
肝硬変	慢性腎不全 ^(※6)	糖尿病(3大合併症併発)

⑥ 特定治療支援特約 6疾病により、所定の治療等を受けられたときとは、以下をいいます。

対象となる治療等(お支払いの要件)			
上皮内新生物	悪性新生物	心疾患 ^(※7) ・脳血管疾患	肝硬変・慢性腎不全 ^(※6) ・糖尿病
初めて診断確定されたとき	初めて診断確定されたときまたは所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療を受けたとき	所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	公的医療保険制度における所定の治療を受けたとき

(※7) 高血圧性心疾患を除きます。

特定疾病保険料払込免除特則

3大疾病 (P.8 用語の解説 ①) により、所定の状態に該当 (P.8 用語の解説 ②) 後の保険料負担に備えることができます。

ポイント
1

将来の**保険料のお払い込みは不要**になります。
しかも、**保障は一生**続きます。

ポイント
2

保険料払込みの免除事由に**該当した時点で**、**健康還付給付金をお受け取りいただけます。**



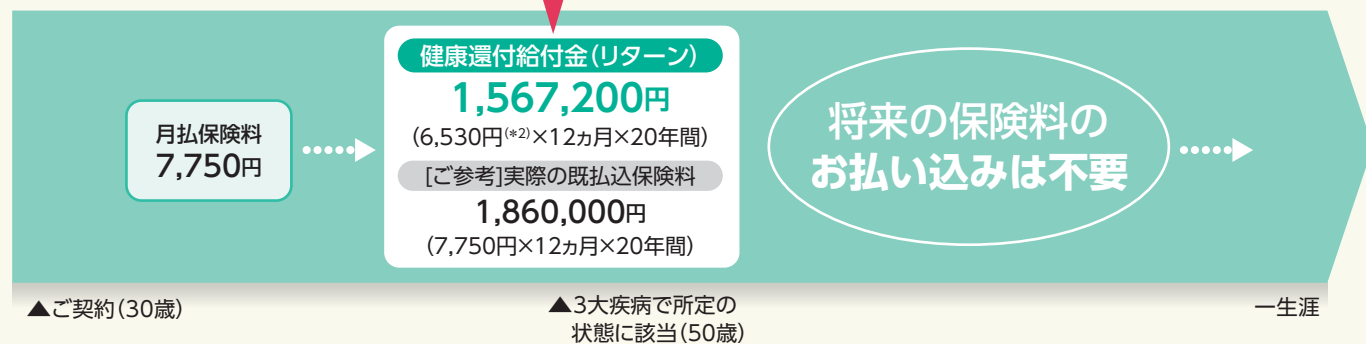
・健康還付給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。
・健康還付給付金の対象となる保険料は、「月払・口座振替扱の保険料×健康還付給付金支払対象期間の月数」により計算します(各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加しないものとして計算します)。

健康還付給付金お受け取り例

■ P.4 のご契約例に
特定疾病保険料払込免除特則を付加

50歳で初めて**がん**と診断された場合 (それまでに入院給付金等のお受け取りがない場合)

保険料払込みの免除事由に該当した日までにお払い込みいただいた保険料相当額^(※1)をお受け取り



(※1) 保険料払込みの免除事由に該当した日までの既払込保険料相当額となります(各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します)。

(※2) 月払・口座振替扱の1ヵ月分の保険料とします(各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します)。

下記のいずれのプランでも3大疾病になったあとの保険料負担に備える
特定疾病保険料払込免除特則を付加できます。

通院保障プラン

- 通院特約
- 先進医療特約

就業不能保障プラン

- 重度5疾病・障害・重度介護保障特約
- 通院特約
- 先進医療特約

女性専用プラン

- 女性疾病保障特約
- 通院特約
- 先進医療特約

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号と住所等について

商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター

〈商品についてのご案内〉

☎ 0120-300-352

〈上記以外の生命保険全般に関わるご相談〉

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

1 メディカルKit R 2018 の特長としくみ

特長

■ 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療の保障を一生確保できます。

■ 健康還付給付金支払対象期間中の既払込保険料相当額が入院給付金等のお支払合計金額を上回るときは、その差額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。

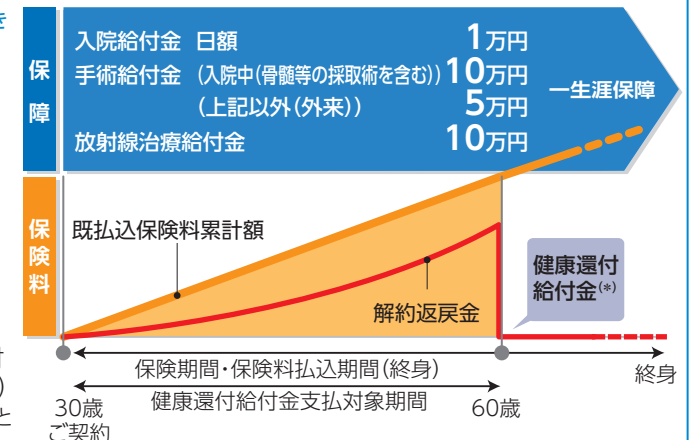
ご契約例 (入院給付金日額10,000円の場合)

入院給付金等のお支払いや保険料払込みの免除がされていないとき

(計算基準日: 2019年8月1日)

- ・ご契約年齢: 30歳(男性)
- ・入院給付金日額: 1万円(支払限度日数:1入院60日)
- ・手術給付金: 入院中(骨髄等の採取術を含む)10万円、上記以外(外来)5万円
- ・放射線治療給付金: 10万円
- ・健康還付給付金の支払対象年齢: 60歳
- ・特定疾病保険料払込免除特則付加
- ・死亡保険金の給付倍率: 0倍
- ・月払保険料(口座振替扱): 7,750円
- ・無解約返戻金期間: 保険料払込期間と同一(健康還付特則は健康還付給付金支払日以後)

(※) 各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。



■ 健康還付給付金の支払対象年齢は、被保険者のご契約年齢に応じ、下記のとおりとなります。

0歳～40歳の場合 → 60歳、41歳～50歳の場合 → 70歳、51歳～55歳の場合 → 75歳、56歳～60歳の場合 → 80歳

■ 健康還付給付金の支払対象年齢に到達した後も加入時と同額の保険料をお払い込みいただくことで、一生の医療保障が続きます。

■ 健康還付給付金支払対象期間は次のとおりとします。

① 健康還付給付金の支払対象年齢に到達した場合	契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日まで
② 健康還付給付金の支払対象年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合	契約日からその日を含めて保険料払込みの免除事由に該当した日まで

■ 主契約・特約の責任開始期については P.20 注意喚起情報「③ 保障は所定の手続きが完了した時から開始します」をご確認ください。

2 給付金のお支払いについて

主契約・特約の責任開始期以後に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合等に給付金をお支払いします。被保険者が健康還付給付金支払日に生存されているときに、既払込保険料相当額(各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します)から健康還付給付金支払対象期間中の入院等に対して支払われる入院給付金等を差し引いた金額を健康還付給付金としてお支払いします(差し引き後の金額が0円以下になるときは、健康還付給付金のお支払いはありません)。

なお、被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

3 主契約・付加できる主な特約・特則の概要、給付金額について

この保険で支払われる給付金は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

なお、特約については、ご契約に付加されている場合のみお支払いの対象となります。また、特定疾病保険料払込免除特則については、ご契約に付加されている場合のみ保険料の払込免除の対象となります。

主契約・特約等	保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)(主契約)	疾病入院給付金	病気で所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数	被保険者	1回の入院に対する支払限度日数は、60日(通算の支払限度は1,095日)となります。 - 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
	災害入院給付金	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数		1回の入院に対する支払限度日数は、60日(通算の支払限度は1,095日)となります。 - 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
	手術給付金	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき ②造血幹細胞移植に用いる骨髓または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髓等の採取術を受けたとき	入院中の手術(骨髄等の採取術を含む) 入院給付金日額 × 給付倍率(10倍) ----- 上記以外(外来)の手術 入院給付金日額 × 給付倍率(5倍)		- 傷の処置や抜歯などお支払いの対象外となる手術やお支払回数に制限がある場合があります。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術が対象となり、支払限度回数は1回となります。 - 手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。 - 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
	放射線治療給付金	病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額 × 給付倍率(10倍)		- 放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります(血液照射は対象になりません)。また、電磁波温熱療法を対象として含みます。 - お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、<u>支払対象となった最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。</u> - 放射線治療を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。 - 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
	死亡保険金	死亡したとき	入院給付金日額 × 死亡保険金の給付倍率	死亡保険金受取人	「入院給付金日額×死亡保険金の給付倍率」が健康還付特則の解約返戻金額を下まわるときは、死亡保険金額はそれと同額とします。 - 死亡保険金の給付倍率の変更はできません。
三菱UFJ銀行では、死亡保険金の給付倍率0倍のお取り扱いとなります(死亡保険金はありません)。					

主契約・特約等	保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)(主契約)	健康還付特則	健康還付給付金	被保険者が健康還付給付金支払日(*)に生存しているとき (*)ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する年単位の契約応当日 0歳～40歳の場合→60歳 41歳～50歳の場合→70歳 51歳～55歳の場合→75歳 56歳～60歳の場合→80歳 ただし上記記載の年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日	契約者	- 既払込保険料相当額は、「月払・口座振替扱の保険料×健康還付給付金支払対象期間の月数」により計算します。なお月払・口座振替扱の保険料は、各種特約、特定疾病保険料払込免除特則は付加しないものとして計算します。また健康還付給付金支払対象期間の月数に1ヵ月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。健康還付給付金支払対象期間については、P.10 契約概要①「メディカルKit R 2018 の特長としくみ」をご覧ください。 - 入院給付金等の合計額は、健康還付給付金支払対象期間中の入院・手術・放射線治療に対して支払われる主契約の給付金の合計額(特約の給付金等は含みません)とします。 - 既払込保険料相当額から入院給付金等の合計額を差し引いた金額が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。 - 支払限度回数は保険期間を通じて1回となります。 - 健康還付特則のみの解約はできません。
	特定疾病保険料払込免除特則	—	以下の①または②に該当したとき ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②心疾患(高血圧性心疾患を除く)または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	—	- 上皮内新生物は対象になりません。対象となる疾病の詳細については、普通保険約款の別表をご確認ください。 - 所定の手術とは、手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術をいいます。 - 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるもの)に限り、ます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいいません。 - 悪性新生物の診断確定および不担保期間については、欄外(後述)のがんの診断確定および不担保期間についてをご覧ください。 - 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。 - 特定疾病保険料払込免除特則のみの解約はできません。
特約	先進医療特約	先進医療給付金	公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	被保険者	- 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるもの)に限り、ます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいいません。また、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は先進医療給付金の対象となりません。 - 支払限度額は通算2,000万円となります。 - 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
	女性疾病保障特約	入院給付金	3大疾病を含む特定疾病で所定の入院をしたとき	被保険者	- 入院給付金の支払限度日数は、60日(通算の支払限度は1,095日)となります。ただし、無制限型をご選択いただいた場合、支払限度日数はありません。 3大疾病とは、がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患をいいます。 - 対象となる特定疾病については、「ご契約のしおり・約款(女性疾病保障特約条項別表2)」をご覧ください。 - 初期入院保障特則による入院給付金をお支払いした場合、お支払いした日数を10日として、通算の支払限度日数に算入します。 - 乳房再建給付金については乳房の悪性新生物のみ対象となり、上皮内新生物はお支払いの対象になりません。また、支払限度回数は1乳房につき1回となります。 - 悪性新生物の診断確定および不担保期間については、欄外(後述)のがんの診断確定および不担保期間についてをご覧ください。
		乳房再建給付金	乳房の悪性新生物で乳房を切除し、所定の乳房再建手術を受けたとき		

主契約・特約等		保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと														
特約	重度5疾病・障害・重度介護保険金		以下の①～③のいずれかに該当したとき ①5疾病による就業不能状態が60日を超えて継続したと診断されたとき ②病気やケガにより、以下のいずれかの障害状態に該当したとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に認定されたこと(精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。) ・生活障害状態に該当したこと ③病気やケガによる要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき	(1)月払給付の場合 特約給付金月額 (給付金支払期間満了日まで毎月お支払い) (2)一時支払の場合 特約保険金額	被保険者	5疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全(「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるもの)をいいます。 - 上皮内新生物はお支払いの対象になりません。 「就業不能状態」「生活障害状態」「要介護状態」については、欄外(後述)の「就業不能状態」「生活障害状態」「要介護状態」について をご覧ください。 - 保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。 - 悪性新生物の診断確定および不担保期間については、欄外(後述)のがんの診断確定および不担保期間について をご覧ください。 - 国民年金法その他の関連する法令等の改正により保険金・給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険金・給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。														
	通院特約	通院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、かつ、入院の原因となった病気やケガにより以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ・入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ・退院日の翌日からその日を含めて180日以内	通院給付金日額 × 通院日数		- 入院の原因となった疾病が、3大疾病の場合の退院後の通院期間は730日以内となります。 - 通院給付金の支払限度日数は、1入院30日(通算の支払限度は1,095日)となります。 3大疾病とは、がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患をいいます。														
	特定治療支援特約	悪性新生物給付金 上皮内新生物給付金 心疾患給付金 脳血管疾患給付金 肝硬変給付金 慢性腎不全給付金 糖尿病給付金	以下のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・初めて悪性新生物と診断確定された日の1年後の応当日以後に所定の治療を受けたとき 初めて上皮内新生物と診断確定されたとき 心疾患(高血圧性心疾患を除く)を発病したと診断され、所定の治療を受けたとき 脳血管疾患を発病したと診断され、所定の治療を受けたとき 肝硬変の状態になったと診断され、所定の治療を受けたとき 慢性腎不全(「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるもの)の状態になったと診断され、所定の治療を受けたとき 糖尿病を原因として糖尿病腎症、糖尿病網膜症または糖尿病神経障害のいずれかを発症したと診断され、所定の治療を受けたとき	特定治療支援給付金額 × 特約の型に応じた給付割合 <table><tr><th>給付金の種類</th><th>給付割合</th></tr><tr><td>悪性新生物給付金</td><td>100%</td></tr><tr><td>上皮内新生物給付金</td><td>50%</td></tr><tr><td>心疾患給付金</td><td>100%</td></tr><tr><td>脳血管疾患給付金</td><td>100%</td></tr><tr><td>肝硬変給付金</td><td>100%</td></tr><tr><td>慢性腎不全給付金</td><td>100%</td></tr><tr><td>糖尿病給付金</td><td>100%</td></tr></table>		給付金の種類	給付割合	悪性新生物給付金	100%	上皮内新生物給付金	50%	心疾患給付金	100%	脳血管疾患給付金	100%	肝硬変給付金	100%	慢性腎不全給付金	100%	糖尿病給付金
給付金の種類	給付割合																			
悪性新生物給付金	100%																			
上皮内新生物給付金	50%																			
心疾患給付金	100%																			
脳血管疾患給付金	100%																			
肝硬変給付金	100%																			
慢性腎不全給付金	100%																			
糖尿病給付金	100%																			

主契約・特約等	保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
特約	3大疾病入院支払日数無制限特約	3大疾病により所定の入院をした場合で、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1入院の支払限度日数または通算の支払限度日数に達したとき	入院給付金日額 × 入院日数 - 主契約の疾病入院給付金の支払日数	被保険者	3大疾病とは、がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患をいいます。
	がん診断特約	以下の①または②に該当したとき ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・悪性新生物が認められない状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ②初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	診断給付金額		2回目以降の診断給付金については、支払限度回数は2年に1回となります。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回となります。 - がんの診断確定および不担保期間については、欄外(後述)のがんの診断確定および不担保期間について をご覧ください。
	抗がん剤治療特約	公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療を受けたとき	(お支払事由該当月ごとに)治療給付金額		- 所定の抗がん剤治療については、欄外(後述)の抗がん剤治療について をご覧ください。 - 対象となる抗がん剤については、「ご契約のしおり・約款(抗がん剤治療特約条項別表7)」をご覧ください。 - 支払限度月数は通算60ヵ月となります。 - がんの診断確定および不担保期間については、欄外(後述)のがんの診断確定および不担保期間について をご覧ください。 - 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。

がんの診断確定および不担保期間について

がんの診断確定	・病理組織学的所見により医師または歯科医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合、その他の所見を認めることがあります。
不担保期間	・主契約締結の際に特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加する場合、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。 ・特定治療支援特約・重度5疾病・障害・重度介護保障特約・女性疾病保障特約の乳房再建給付金・特定疾病保険料払込免除特則については、不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます)にお支払いまたは保険料のお払い込み免除の対象となるがんに罹患した場合(*)は、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いまたは悪性新生物による保険料のお払い込みの免除をしません。</u> この場合、不担保期間終了後に新たにがんに罹患されてもがんによる保険金・給付金等のお支払いまたは悪性新生物による保険料のお払い込みの免除をしません。 (*)女性疾病保障特約の乳房再建給付金の場合、お支払いの対象となるがん以外の悪性新生物・上皮内新生物に罹患したときを含みます。なお、入院給付金については不担保期間はありません。 ・重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、障害状態・要介護状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取り扱いはありません。 ・がん診断特約・抗がん剤治療特約については、不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます)にお支払いの対象となるがんと診断確定された場合は、特約は無効となり、給付金のお支払いはいたしません。

「就業不能状態」・「生活障害状態」・「要介護状態」について

就業不能状態	以下のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。 ・5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ・5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で治療に専念し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態
生活障害状態	国民年金法にもとづく障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として東京海上日動あんしん生命が定めるものをいいます。ただし、精神の障害による障害等級2級に相当する状態は対象とはなりません。
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。要介護状態は、特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

対象となる所定の治療

※いずれも治療処置を伴わない診断、検査等を除きます。

給付金の種類	お支払いの対象となる所定の治療
悪性新生物給付金	手術 ^(※1) 、放射線治療 ^(※1) 、抗がん剤治療 ^(※2)
心疾患給付金・脳血管疾患給付金	手術 ^(※1) 、継続 20 日以上入院治療 ^(※3)
肝硬変給付金・慢性腎不全給付金・糖尿病給付金	治療 ^(※4)

(※1) 主契約の手術給付金・放射線治療給付金のお支払事由に該当する手術・放射線治療または先進医療^(※5)に該当する手術・放射線治療等をいいます。

(※2) 所定の抗がん剤治療については、[抗がん剤治療について](#) をご覧ください。また、先進医療^(※5)に該当する診療行為のうち、悪性新生物の治療を目的として医薬品を投与するものを含みます。

(※3) 主契約の疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院に限ります。

(※4) 治療の方法を問わず、公的医療保険制度の給付対象となる診療行為または先進医療^(※5)に該当する診療行為を対象とします。

(※5) 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限ります）をいいます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいいません。

抗がん剤治療について

抗がん剤治療	公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療とは、以下のすべてを満たす入院または通院による治療をいいます。 ・がんの治療を直接の目的とした所定の入院または通院 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院
--------	--

〈保険料の払込免除について〉

保険料の払込免除	■以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払い込みが免除となります。 - 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき - 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき - 特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合で、所定の免除事由に該当したとき（詳細は P.12 をご覧ください） ■主契約の保険料のお払い込みが免除となる場合は、特約の保険料のお払い込みも免除されます。
----------	---

〈死亡保険金について〉

三菱UFJ銀行では、死亡保険金の給付倍率0倍のお取り扱いとなります。

募集代理店によっては、死亡保険金の給付倍率を0倍以外で指定することができます。

〈その他の特約について〉

特約のお取り扱いは、募集代理店によって異なり、三菱UFJ銀行では以下の特約はお取り扱いしておりません。

特約の種類	特約の概要
悪性新生物 初回診断特約	初めて悪性新生物と診断確定されたときに診断保険金をお支払いします。
がん通院特約	がんにより入院をし、かつ、入院の原因となったがんの治療のため、入院の前後の所定の期間内に通院したときに通院給付金をお支払いします。
特定悪性新生物 保険金前払特約	悪性新生物について所定の状態に該当したと診断確定されたときにご希望により将来の死亡保険金のお支払いに代えて特定悪性新生物保険金をお支払いします。
介護保障特約	公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたときや所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたときに介護保険金をお支払いします。
特定損傷 一時金特約	不慮の事故により、事故の日から180日以内に骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けたときに特定損傷一時給付金をお支払いします。
手術給付金の追加払に関する特約	所定の手術を受け、かつその手術について主契約の手術給付金が支払われるときに特約手術給付金をお支払いします。

※上記の特約以外でも、募集代理店によっては、一部の特約をお取り扱いしないことがあります。

※「契約概要」「注意喚起情報」の他の箇所では、上記の特約を除く特約について記載しています。

4 お取り扱いについて

ご契約年齢 ^(※1)	入院給付金日額 ^(※2)	保険期間 ^(※3) ^(※4)	保険料払込期間 ^(※3) ^(※4)
0～60歳	0～ 5歳 → 5,000円 6～60歳 → 5,000、7,000円、10,000円	終身	終身

入院給付金支払限度の型	手術給付金、放射線治療給付金の倍率の型	放射線治療給付金	健康還付給付金支払対象年齢	
60日型	I型 （入院中の手術給付金（骨髄等の採取術を含む）は入院給付金日額の10倍 上記以外（外来）の手術給付金は、入院給付金日額の5倍）	主契約の入院給付金日額の10倍	契約年齢	健康還付給付金支払対象年齢
			0～40歳	60歳
			41～50歳	70歳
			51～55歳	75歳
			56～60歳	80歳

(※1) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約は、15歳～60歳までのお取り扱いとなります。

(※2) 入院給付金日額には、女性疾病保障特約の給付金日額を含みます。

(※3) 先進医療特約・抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間
10 年	10 年

(※4) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の保険期間・保険料払込期間は、以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間
10年以上50年以下かつ満了時年齢は以下のいずれか 60歳・65歳・70歳	10年以上50年以下かつ満了時年齢は以下のいずれか 60歳・65歳・70歳

■ 先進医療特約は、1 契約限りのお申し込みとなります（「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含みます）。

■ 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の給付金支払期間は2年または5年となります。

■ お申し込み時に医師の診査は不要です（告知のみでお申し込みいただけます）。

■ 他にご契約がある場合や職業による制限がある場合、その保険金額（給付金額）と合算してご加入いただける限度額（通算限度額）の範囲内でお取り扱いをいたします。

■ 特約の更新について、詳しくは [P.17](#) ▶ [「7. 特約の自動更新について（保険期間が10年の特約）」](#) をご覧ください。

■ 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

5 保険料のお払い込みについて

払込期間	終身
払込方法	月払、年払
前納 ^(※) する場合の払込期間	ご契約年齢に応じ、下記年齢までの前納 0歳～40歳の場合 → 60歳まで、41歳～50歳の場合 → 70歳まで、51歳～55歳の場合 → 75歳まで、56歳～60歳の場合 → 80歳まで
払込経路	口座振替扱、クレジットカード払扱

(※) 将来の年払保険料を所定の期間分まとめてお払い込みいただく払込制度で、割り引きがあります。ただし、特約を付加する場合は、お取り扱いできません。

■ 契約日は、月払の場合は主契約の責任開始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は責任開始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は責任開始期と同日となります。

■ 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。

■ 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なります。

6 解約返戻金について

- 基本保障部分・付加される特約・特定疾病保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康還付特則は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金額は契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・入院給付金等の支払額^(*)により異なります。
(*)入院給付金等のうちの一定額(保険料の払込年月数・経過年月数等により異なります)を差し引きます。
- ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、入院給付金等の支払額によっては解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 特則のみの解約はできません。

7 特約の自動更新について(保険期間が10年の特約)

先進医療特約、抗がん剤治療特約を付加した場合は、特約の保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、次のとおり自動的に特約が更新されます。

- ご契約者から特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、90歳まで保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- 更新後の保険期間も10年となります(東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります)。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。
- 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されますが、給付金のお支払い、保険料の払込免除および責任開始期につきましては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとしてお取り扱いいたします。
- 更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときなどは、自動更新のお取り扱いはいたしません。
- 特別条件が付加されている等、所定の要件を満たさない場合は更新できないことがあります。

8 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

9 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

10 ご留意いただきたい点について

- 「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金日額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書・お手続き画面等の該当箇所をご確認ください。
- 三菱UFJ銀行では、超保険^(*)のお取り扱いはしておりません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。

(*)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。くわしくは、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料の領収日(指定口座に着金した日。第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しします。なお、ご提出いただいた申込関係書類(申込書・告知書・報状等)は、ご返却いたしません。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、必ず郵便にてお申し出ください。クーリング・オフ書面の記載方法および送付先等については「ご契約のしおり」をご参照ください。
- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、保険販売資格をもつ募集人(三菱UFJ銀行の担当者)に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。

傷病歴等がある方へのお引き受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(給付金の削減、特定疾病・部位の不担保、特定障害不担保等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。**
お申し込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。
- 東京海上日動あんしん生命では、健康状態に不安のある方も加入しやすいよう引受基準を緩和した医療保険「メディカルKitラヴR」等を別途販売しています。これらの商品は、他の医療保険に比べて保険料が割り増しされています。

告知の内容が事実と相違する場合、**ご契約または特約を解除し、給付金等をお支払いできないことがあります。**

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことがらは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内(がん診断特約および抗がん剤治療特約は責任開始期前を含みます)であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

〈給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行うことはできません**(*)。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
(*)ただし、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申し込み後または給付金等のご請求および保険料のお払い込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は所定の手続きが完了した時から開始します

- お申し込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引き受けすることを決定)した場合、第1回保険料の払込方法に応じて、責任開始期は以下になります。

第1回保険料の払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振り込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時。
②クレジットカードによりお払い込みされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時。

- 特約・特則によっては、**主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、約款所定の疾病に関し、一定の不担保期間(*)が設定されるものがあります。**詳しくは、**P.11**▶ 契約概要「**3**主契約・付加できる主な特約・特則の概要、給付金額について」をご覧ください。
(*)不担保期間が終了するまでに約款所定の疾病に罹患した場合は保障の対象となりません。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお払い込みください

- 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお払い込みいただく月)	払込猶予期間
月 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払い込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払い込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができません。**

- 免責事由に該当した場合(例:ご契約者・被保険者の故意または重大な過失による支払事由該当の場合 など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合(例:給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき／ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合
- がん診断特約と抗がん剤治療特約については、責任開始期の前日までにがん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されていた場合(その特約が無効となります)

6 解約の際にはご注意ください

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なります。
- **主契約の基本保障部分・付加される特約・特定疾病保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
- 健康還付特則については、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数、経過年月数および入院給付金等の支払額(*)により異なります。**入院給付金等の支払額によっては、解約返戻金がまったくない場合もあります。**
(*)入院給付金等のうちの一定額(保険料の払込年月数、経過年月数等により異なります)を差し引きます。
- 特則のみの解約はできません。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の**保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
(お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構
TEL:03-3286-2820
[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗り換えはお客さまにとって不利益になることがあります

保険契約の乗り換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項
 - ・新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。
また、新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
 - ・新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - ・新たな保険契約が、がんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障がない期間が発生します。
 - ・新たな保険契約のお引き受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。

9 税務のお取り扱いについて

- お払い込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。
(所得税の介護医療保険料控除額) (住民税の介護医療保険料控除額)

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額	年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
80,000 円超	一律 40,000 円	56,000 円超	一律 28,000 円

一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。

- 保険料の一部は、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象外となります。
生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となる保険料は、この保険と同条件でご契約された場合の東京海上日動あんしん生命の健康還付特則が付加されていない医療保険(メディカルKit NEO)の保険料相当額となります。実際の生命保険料控除額は東京海上日動あんしん生命からご案内する生命保険料控除証明書にてご確認ください。
- 入院給付金等をお受け取りになる場合
保険金・給付金等は、被保険者、その配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取人のときは税金がかかりません。
- 健康還付給付金をお受け取りになる場合
契約者=受取人となるため、健康還付給付金は所得税(一時所得)の対象となります。
(2019年5月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いについて記載しています。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。)

10 給付金等の請求の際はすみやかにご連絡ください

- 給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。
- 給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)または東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

給付金請求の
お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族が受取人を代理して(健康還付特則、重度5疾病・障害・重度介護保障特約については、あらかじめ指定した指定代理請求人から)ご請求いただくことができます。代理請求できる方に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族がご契約者の代理人としてご請求いただくことができます。
- 保険料払込みの免除事由に該当し、指定代理請求人が健康還付給付金を請求するときは、保険料払込みの免除についても、指定代理請求人からご請求いただけます。
- 給付金等のご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 **0120-016-234**
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

あんしん生命のお客さまへの特別なサービス

2019年7月1日現在

ご契約者さま・被保険者さまおよびそのご親族
(配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族)の方がご利用いただけます。 **無料**

サービス名	サービス内容	連絡先
日常の健康管理、 病気の早期発見に	人間ドック・脳ドック・がんPET検診 優待サービス 人間ドック・脳ドック・がんPET検診を実施する全国の提携医療施設の中から お客さまのご希望に沿った施設のご紹介と予約を行います。当社のお客さま 向け優待割引料金で受診することができます。 ※医療機関・検診内容によっては割引が適用されない場合があります。	0120 -633-877 ＜受付時間＞ 9:30～17:30 (土・日・祝日、8/12～16、 12/29～1/5を除く)
おからだの悩みがあったら	メディカル アシスト ● 緊急医療相談／一般の健康相談 救急救命センターに勤務する現役の救急専門医と、豊富な臨床経験を有した 看護師が、24時間365日「常駐」し、突然の発病やケガ、日常のおからだの お悩みなどについて電話で的確にアドバイスします。 ● 医療機関案内 夜間・休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関、女性 医師のいる病院など、全国45万件のデータベースからお客さまのご要望 に応じた医療機関を電話でご案内します。 ● 予約制専門医相談 (事前予約制) 「病院に行く前に相談したい」「治療を続けているが不安がある」など、 日頃のおからだの不調やお悩みに関して、様々な分野で高度な知識を 有する専門医が電話でアドバイスします。 ● 転院・患者移送手配 出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するとき など、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。 ※転院などの実費はお客さま負担となります。	0120 -363-992 ＜24時間・365日＞
日常生活の 様々なサポートに	デイリー サポート ● 社会保険に関するご相談 公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士または 弁護士が電話でお応えします。 ● 法律・税務に関するご相談 身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でお応え します。 ● 暮らしの情報提供 グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報など、 暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。	0120 -285-110 ＜受付時間＞ 社会保険 10:00～18:00 法 律 10:00～18:00 税 務 14:00～16:00 暮 ら し 10:00～16:00 土・日・祝日、年末年始を除く
がん と 診断 され たら	がん専用 相談窓口 がんに関するさまざまなお悩みに、大学病院の教授・准教授クラスを中心とした、 経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが電話でお応えします。 がんと闘う患者様とご家族の心の問題にも対応します。 (事前予約制) がんお悩み訪問 相談サービス ご契約者さま・被保険者さまががんと診断された場合に、専門の相談員が 訪問し、お悩みをおうかがいします。不安やお悩みの原因について一緒に考え、 お役に立てるような情報やツールをご提供します。 (事前予約制)	0120 -363-992 ＜24時間・365日＞
介護の お悩みに	介護アシスト ● 電話介護相談 社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や 利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症 への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。 ● 各種サービスの優待紹介 高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用 いただける事業者をご紹介します。サービスのご利用に係る費用は お客様のご負担となります。 ● インターネットによる介護情報サービス 情報サイト「介護情報ネットワーク」(https://www.kaigonw.ne.jp/)を 通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報を 提供します。	0120 -428-834 ＜受付時間＞ 9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除く

※各サービスは予告なく変更・終了となる場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

**あんしん生命は保険金・給付金のお支払いだけでなく、病気の予防・早期発見から罹患後、
日常生活のサポートまで総合的にお客様にお役に立つ保険会社を目指しています。**

あんしんセエメエの健康・長生き学園

健康・長生き学園

検索

**あんしん生命と東京海上グループ会社が持つ、健康・長生き・
介護に関する様々な情報を提供するWebサイトです。**

主なコンテンツ

健康寿命を伸ばそう

- 事例でみる5疾病
- 生活習慣病のチェックと予防
- アンチエイジング研究に基づく、
健康と長生きのヒント

豊かな老後のために

- セカンドライフに必要な資金
- 介護のための「知識」と「備え」



<https://www.anshin-gakuen.jp/>